

職員への暴言・暴力等への対応について

以下のような庁舎内での行為や電話における行為に対し、職員から注意・勧告などを行っても改善されない場合や、緊急を要すると判断した場合、ご利用をお断りすることや、「庁舎外退去命令」の通告を行うこと、「所轄警察署への届出・通報」等、然るべき措置を講じることがあります。職員との信頼関係の維持及び職員の労働環境の安全確保のため、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

- 1) セクシュアルハラスメントや暴力行為（殴る・蹴る・物にあたる等）、もしくはそのおそれが強いとき
- 2) 大声を出す、暴言または脅迫的な言動（誹謗・威嚇・中傷などを含む）がある
- 3) 解決しがたい要求を繰り返し、または長時間にわたり行う
- 4) 建物設備等を故意に破損する
- 5) 窓口利用に必要な無い危険な物品を庁舎内に持ち込む
- 6) SNS などソーシャルネットワークを使い、暴言や虚偽の内容を拡散させる、職員に対する誹謗中傷などを行う行為
- 7) 長時間の居座りなどの迷惑行為
- 8) その他管理者が必要と判断したとき

神奈川県労働局職業安定部